

新川崎・創造のもりの機能更新に係るアドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名称

新川崎・創造のもりの機能更新に係るアドバイザー業務委託仕様書

2 事業概要・目的

川崎市では、令和6年4月に策定した「新川崎・創造のもりの機能更新に関する基本的な考え方」を踏まえ、次の100年を見据えた量子技術等の最先端コンピューティング分野の「知」と「人材」が集積する新たな拠点形成を実現するため、必要機能の導入による機能更新に向けて、「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」(案)を取りまとめた。

本業務は、K²タウンキャンパスを中心としたエリアにおいて(敷地面積1.60ha)において、「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」(案)に基づき、民間活力を活用した施設整備の実施にあたり、財務・法務・技術面から支援を行うアドバイザー業務を委託するものである。

【参考資料】

新川崎・創造のもりの機能更新について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000157350.html>

「新川崎・創造のもりのパンフレット」

https://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000036/36039/HP_1mori.pdf

【新川崎・創造のもりについて】



○新川崎・創造のもりは、産学官の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指し、段階的な施設整備を推進しています。

- ・平成12年にK²タウンキャンパスを慶應義塾大学と本市の連携・協力のもと開設
- ・平成15年から、かわさき新産業創造センター(KBIC)として、3棟のインキュベーション施設(KBIC本館、NANO BIC、AIR BIC)を順次開設
- ・計100室、ラボ面積8,100㎡の首都圏最大級のインキュベーション拠点へと成長
- ・民間事業者による企業向け賃貸ラボ約11,000㎡も整備され、大手企業のオープンイノベーション型ラボも立地

3 契約条件等

(1) 契約期間

契約締結日～令和8年3月25日

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(5) その他

業務実施に伴い必要となるスペース、機器、消耗品等は、原則として本市では提供しない。

4 委託業務内容

受託者は、以下の業務について、財務・法務・技術等の専門的知識及びノウハウにより総合的な支援を行う。

<アドバイザー業務に係る事項>

(1) 詳細計画の検討

以下に掲げる項目について検討を行い、本事業の前提条件を整理する。

- ① 民間事業者及び市が行う業務範囲、内容の精査
- ② 支払方法、リスク分担の精査
- ③ 入居が想定される企業等のニーズ及び民間事業者の意向把握
- ④ 事業実施課題の整理
- ⑤ 施設の設計・建設業務に必要な諸条件の整理
- ⑥ その他必要事項

(2) 募集要項(案)の策定

(1)の検討結果を踏まえ、募集要項の案を作成する。また、募集要項(案)に関して、本事業への参画希望者と対話を実施することとし、質問及び意見に対する回答案の作成等、市側のアドバイザーとして必要な業務を行う。

(3) 業務要求水準書(案)の作成

(1)の検討結果を踏まえ、事業者に求める施設の設計・建設業務等の内容及び要求水準を検討し、業務要求水準書の案を作成する。また、募集要項(案)と同様に、業務要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答案の作成等、市側のアドバイザーとして民間事業者と市の調整に係る必要な業務を行う。

(4) 募集要項等入札関連資料の作成

本事業を実施する民間事業者の募集の枠組を検討するとともに、募集・選定に必

要な募集要項、業務要求水準書、様式集、事業者選定基準、モニタリング及び減額措置等、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な書類（以下、「募集要項等」という。）を作成する。

（５） 募集要項等に関する質問・回答手続きに関する業務

応募者との対話の実施や募集要項等に関する質問に対する回答案の作成等、応募者が市の発注意図を明確に理解できる方法を検討し、応募者と市の十分な意思疎通を図るために必要な業務を行う。

（６） 事業者の選定に係る業務

選定委員が提案書の審査を十分に行うため、補助資料の作成等を行う。また、提案書の審査にあたり、市側のアドバイザーとして、財務・法務・技術等の専門的知識に基づき必要な業務を行う。さらに、事業者の選定結果の公表に向けた支援を行う。

（７） 協定及び契約の締結手続きに係る業務

市が民間事業者と基本協定及び事業契約を締結するにあたり、市側のアドバイザーとして助言等を行うなど、締結手続きに係る必要な業務（弁護士によるリーガルチェックを含む）を行う。

（８） その他、本事業の実施に必要な業務

・ 業務実施スケジュール

令和 6～7 年度	令和 7 年度
(1)～(4)、(8)	(5) ～ (7)

<その他事項>

- (1) 事業スケジュールの作成・管理
- (2) 庁内検討会議等の運営補助
- (3) 業務の指示及び協議事項の摘録作成
- (4) 報告書の作成

5 成果物の提出

成果品項目は次に掲げるとおりとし、それぞれ必要となる時期に適宜納入するものとする。納入時期については、別途、本市監督員と協議するものとする。

- (1) 公表用資料（A 4 版縦長左綴じ製本）各 3 部
 - ①募集要項関連資料一式
 - ②入札関連資料一式
- (2) 報告書（電子データ）1 式

令和 6 年度業務については、令和 7 年 3 月末、令和 7 年度業務については、令和 8 年 3 月中旬までにそれぞれ提出すること。

(3) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

6 その他

- (1) 新川崎・創造のもり地区に関する上位計画等の前提条件、同地区における第1期から第3期における事業実施状況、量子イノベーションパークの形成にかかる検討資料、過去の調査データ等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、市側のアドバイザーとして、本市の担当者と十分協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本市の条例、規則等を遵守し、関連調査結果や庁内検討会議等による検討内容を反映すること。
- (4) 業務に使用した個人データ及び業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 本業務の受託者（業務の一部を委託した場合は、当該委託先を含む）と資本面若しくは人事面において関連がある者は、本事業において行う施設整備に伴う応募者（グループを組成する場合はその構成員を含む。）として事業に参加、又は当該事業に関する権利を譲り受けることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (6) 調査終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、調査票等は適切に処分すること。
- (7) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (8) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者と協議の上、決定することとする。